

## 令和5年第6回農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和5年6月9日(金) 午後1時30分から午後3時30分
- 2 場 所 菊池市役所 2階「204会議室」
- 3 出席委員 1番/笹本一人 2番/米村俊春 3番/井藤弘樹 4番/加藤浩行  
5番/川口五月 6番/丸山利明 7番/宮本洋子 9番/西口陽二郎  
10番/高木洋一 11番/東 博己 12番/吉良至誠 13番/徳永久美  
14番/坂本忠弘 15番/松岡 忠 16番/中山真由美 17番/青木孝博  
18番/森 政喜 19番/古庄正治
- 4 欠席委員 8番/高山悦子
- 5 事務局 (本 庁) 中原親弘、新堀誠、望月睦美、近藤孝雄  
(七城分室) 田代誠士 近藤健志  
(旭志分室) 岩本工  
(泗水分室) 清水真子
- 6 議 題 議案第1号 農地所有適格法人設立届出について  
議案第2号 あっせん登録申出について  
議案第3号 農地法第3条許可申請について  
議案第4号 農地法第4条許可申請について  
議案第5号 農地法第5条許可申請について  
議案第6号 農用地利用集積計画(案)について  
議案第7号 非農地証明願について
- 報 告 ①許可不要転用届出について  
②合意解約について

### 《 開 会 》

事務局長) お時間は少し早いですが、皆さんお揃いですので、始めさせていただきますと思います。皆様、ご起立ください。「こんにちは。」ご着席ください。

本日は議席番号8番 高山悦子 委員から欠席の報告がっております。

本日は、19名中18名の農業委員さんに出席を頂いております。「菊池市農業委員会会議規則第9条」に定めのある過半数を超えておりますので、本会議は成立してお

ります。それでは、ただ今より、「令和5年第6回菊池市農業委員会会議」を開会いたします。まず初めに、丸山会長よりご挨拶をお願いいたします。

## 《 会長挨拶 》

### 《議事録署名者指名》

会 長 それでは議事録署名人を指名いたします。菊池市農業委員会会議規則第18条に基づきまして、議席番号1番、笹本委員と議席番号2番、米村委員を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。

### 《傍聴人の確認》

会 長 会議に入ります前に、本日の会議に傍聴の申出はありますか。

事務局 本日の傍聴人はおられません。ここで議案に入ります前に、議案の訂正等がございますので、担当の方から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

事務局 よろしいでしょうか。8ページですが、議案番号が抜けておりましたので「3」号と入れていただきますようお願いいたします。9ページの議案の7番ですが、「譲受人」の部分が全部印刷されておりませんでしたので修正をお願いします。10ページも「3」が抜けておりましたので入れていただいて、議案番号の12番も氏名の一部が印刷されておりませんでしたので、修正をお願いいたします。11ページも議案番号の「3」をいれていただきますよう、お願いします。13ページになりますが、ここも議案第4号の「4」をお願いします。15ページですが、議案第5号の「5」をいれていただきますよう、お願いします。議案番号の3番、6番の備考欄に「集落接続」をいれていただきますよう、お願いします。16ページ17ページについても議案第5号の「5」をいれて下さい。議案番号2番の備考欄に「集落接続」をいれていただきますよう、お願いします。23ページと24ページになりますが、「作物」のところですが「WCS」と「イタリアン」をいれていただきますよう、お願いします。34ページの3番4番と35ページの6番、7番、8番、36ページの9番の氏名の一部が印刷されていませんでしたので修正をお願いします。以上になります。ご迷惑をお掛けし、大変申し訳ございませんでした。それと議案3号の2番の案件、8ページになりますが、別紙でお渡ししておりますが、取下願が出ております。こちらの案件につきましては「取下」になりますのでお願いします。

### 《議案審議》

会 長 それでは、議案第1号を上程します。事務局より議案の説明をお願いします。

## 議案第1号 農地所有適格法人設立届出について

**事務局長** 議案第1号農地所有適格法人設立届出について、ご説明させていただきます。議案書の1ページをお開き下さい。別紙のとおり「農地所有適格法人設立届出」がありましたので、ご審議のうえ、委員会の意見を決定していただくものでございます。今回の案件は1件となっております。2ページをご覧ください。「設立届出書」です。法人の概要、農地法第2条第3項第1項第1号関係、3ページの第2号関係、4ページの第3号関係につきましては記載のとおりでございます。記載内容から「法人形態要件」、「事業要件」、「議決権要件」、「役員要件」の4つの設立要件をすべて満たしていることから、特に問題はないものと思われます。ご審議の程、よろしくお願ひします。

**会 長** ただいま、農地所有適格法人設立届出につきまして、事務局より説明が終わりましたが、この件につきまして、何かお尋ねやご意見等がございましたらお受けいたします。

**坂本忠弘委員** 14番の坂本です。今回、適格法人ということですが、売上高の過去3年間が載っておりますが、他の所でも晩柑、ハランを作られているということでしょうか。

**事務局** 植木で営農されているとのことで、大体営農型太陽光発電をされており、その下で晩柑とハランを作付けされているということです。

**会 長** 他にはなにかありませんか。

**会 長** ご意見もないようですので、承認することでご異議のない委員さんは挙手をお願いします。

( 全 員 挙 手 )

**会 長** ありがとうございます。全員挙手ですので、承認することに決定いたします。次に、議案第2号を上程します。事務局より議案の説明をお願いいたします。

## 議案第2号 あっせん登録申出について

**事務局長** 議案第2号あっせん登録申出について、ご説明させていただきます。5ページをご覧ください。農地移動適正化あっせん事業に基づく「あっせん譲受等候補者名簿」に登録のため、別紙のとおり申請書の提出がありましたので、ご審議のうえ、委員会の意見を決定していただくものでございます。今回の案件は個人1件となっております。6ページをご覧ください。「登録申出書」です。申請者の住所、氏名、経営状況、家族・職業並びに収入等、農業収入の内訳、農機具及び家畜の保有状況、あっせん希望地状況につきましては、記載のとおりでございます。今回、農業経営基盤強化促進法に基づく賃

貸借権設定のため、あっせん登録を申出されたものです。ここで担当の丸山会長より、ご意見をお願いいたします。

**丸山利明委員** 6番の丸山です。この案件につきまして、先日、本人さんより電話がありまして、もともとはお父さんと一緒に、工務店を個人経営でやっておられました。お父さんが、数年前から病気を患われまして、お父さんから私の方に連絡があり、非常に耕作放棄地が増えて、後継者も不足し、高齢者になり農地が荒れて、なんとか自分はもう工務店のほうは辞めて、農業をやりたいということも話されておられて、息子さんの方も個人事業では、ちょっと工務店のほうはやっていけないということで、それ以来二人で規模拡大しながらやっておられます。また、数年前から糶摺りもやっておられて、非常に頑張っておられますので、何ら問題はないと思っております。皆さんのご審議、よろしく申し上げます。

**会 長** ただいま、「あっせん登録申出」につきまして、事務局と私のほうからの説明が終わりましたが、この件につきまして何かお尋ねやご意見がございましたらお受けいたします。

( 質問・意見なし )

**会 長** 意見もないようですので、承認することにご異議のない委員さんは挙手を願います。

( 全 員 挙 手 )

**会 長** ありがとうございます。全員挙手ですので、承認することに決定いたします。次に、議案第3号を上程します。事務局より議案の説明をお願いいたします。

### **議案第3号 農地法第3条許可申請について**

**事務局長** 議案第3号農地法第3条許可申請について、ご説明させていただきます。7ページをご覧ください。農地法第3条第1項の規定により、耕作を目的とする所有権の移転等に関しまして、別紙のとおり申請書の提出がありましたので、ご審議の上、許可相当のものにつきましては「許可指令書」を交付するものでございます。今回の案件は、所有権移転17件となっております。詳細につきましては、担当より説明いたしますので、ご審議の程よろしく申し上げます。

**会 長** それでは所有権移転1番について、説明をお願いします。

**事務局** 今月の案件は農地法第3条第2項の不許可要件には該当しませんので許可要件を満たすものと考えます。所有権移転の1番です。8ページをご覧ください。譲渡人、譲

受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

**会 長** 1番につきまして、担当委員さんの意見を申し上げます。

**松岡忠委員** 15番の松岡です。譲渡人が年齢的に、また一人住まいで、地域に迷惑がかかるから、なんとか買う人をさがしてくれということで、隣の方が買ってほしいということで、相互合意の売買です。何ら問題ないと思います。審議方、よろしく申し上げます。

**会 長** 2番につきましては、先ほど取下げがありましたので、3番をお願いします。

**事務局** 3番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

**会 長** 3番につきまして、担当委員さんの意見を申し上げます。

**高木洋一委員** 10番の高木です。7日に推進委員と現地を確認いたしました。場所は菊池赤水線の県道沿いにある、柿の切葉公民館というところから、西へ直線で5、600m行ったところで、原井手本流沿いにあります。譲受人さんは、この農地を水稻の苗を作るために20年くらい前から借りられていたそうです。譲渡人の方から買ってもらえないだろうかとの相談があり、売買が成立したようでございます。問題はないかと思いますが、皆さまの審議方、よろしく申し上げます。

**会 長** 次に4番をお願いします。

**事務局** 4番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

**会 長** 4番につきましては、私の担当ですので、意見を述べたいと思います。6番の丸山です。譲渡人さんは県外在住で、国に返す制度を利用して、一括して国に返したいということをおの方に言って来られまして、そういった中で、地籍も終わっていないということで、いつそれが出来るかということをお話して参りまして、譲受人さんがこの農地を契約して作っておられましたので、こちらの方にお話をしておいて、この方の農地をやっていかなくては、譲受人さんの農地には行けないということで、私たちの地区は水田と言いましても、水のない所で、雨が降らなければ田植えが出来ないということですので、他の人がどんなに来ても作りはできないということで、譲受人さんのほうに贈与という形をお願いし、両方の承諾も得まして、このような申請になっております。何ら問題はないと思っておりますが皆さま方の審議をよろしく申し上げます。

会 長 次に5番をお願いします。

事務局 5番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長 5番につきましても私の担当ですので、意見を述べさせていただきます。6番の丸山です。6日に宮本推進委員と現地確認をして参りました。この農地につきましては、きちんと管理をされております。双方合意の売買ということで、何ら問題はないと思っております。皆さま方の審議をよろしくをお願いします。

会 長 次に6番をお願いします。

事務局 6番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長 6番につきまして、担当委員さんの意見をお願いします。

川口五月委員 5番の川口です。7日に緒方推進委員と現地確認をしました。譲受人の竹林は、ここの奥にありますので、ここを通らないと道がないので、この竹山に行く時には譲渡人さんに許可をもらっておられたそうです。それで以前からここを譲ってくれないか、あるいは、田と交換が出来ないかと話をされてきましたが、今回相互合意により売買になりました。何ら問題ないと思いますが、皆さんのご審議をよろしくをお願いします。

会 長 次に7番をお願いします。

事務局 7番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長 7番につきまして、担当委員さんの意見をお願いします。

川口五月委員 5番の川口です。5日に推進委員と現地確認を行いました。譲渡人は県外在住で、いとこの方がここを管理されていましたが、3年程はなにも作っていないそうです。隣に隣接する同じ方の山がありまして、譲受人さんは山も一緒に購入されて福祉関係のお仕事もしておられるので、ここも一緒に従業員とか、福祉の関係の人たちを連れてくる憩いの場にしたいということでした。ここの場所には、クロモチを植えたいと。これは高級爪楊枝の材料だそうです。他には栗とか梨とか植えてみんなで時々楽しみに来たいということでした。なにも問題はないと思いますが、ご審議、よ

ろしくお願いします。

**会 長** 次に8番をお願いします。

**事務局** 8番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

**会 長** 8番につきまして、担当委員さんの意見ををお願いします。

**笹本一人委員** 1番の笹本です。5月12日に譲受人さんから電話がありまして、場所的には、昔、アサヒ道路の事務所の真裏になりますけれども、赤星の橋の北側、約200mのところの申請地でございます。以前、譲受人さんが作られておられて、譲渡人さんが買ってくれませんかというお話で今回の申請理由になりました。何ら問題はないかと思えます。皆さま方のご審議、よろしくお願いします。

**会 長** 次に9番をお願いします。

**事務局** 9番です。10ページをご覧ください。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

**会 長** 9番につきまして、担当委員さんの意見ををお願いします。

**米村俊春委員** 2番の米村です。これは、親から子への贈与でございます。何ら問題はないかと思えます。皆さま方のご審議、よろしくお願いします。

**会 長** 次に10番をお願いします。

**事務局** 10番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

**会 長** 10番につきまして、担当委員さんの意見ををお願いします。

**米村俊春委員** 2番の米村です。これも同じく、親から子への贈与でございます。何ら問題はないかと思えますが、皆さま方のご審議、よろしくお願いします。

**会 長** 次に11番をお願いします。

**事務局** 11番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長 11 番につきまして、担当委員さんの意見を申し上げます。

米村俊春委員 2 番の米村です。譲渡人は、こちらにおられず、譲受人の方が隣の田を耕作しておられて、譲渡人が今まで判明しなかったため、自分が草を刈っていたところ、譲渡人が判明したため、譲渡人の要望で買って下さいということでの売買です。何ら問題はないかと思いますが、皆さま方のご審議、よろしく申し上げます。

会 長 次に 12 番をお願いします。

事務局 12 番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長 12 番につきまして、担当委員さんの意見を申し上げます。

古庄正治委員 19 番の古庄です。6 月 5 日に推進委員さんと現地を確認してきました。譲渡人の要望による所有権移転です。農地には連棟ハウスが建てられており、今回の農地ではヒサカケを作られるとのこと。問題ないと思います。皆さまのご審議をお願いします。

会 長 次に 13 番をお願いします。

事務局 13 番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長 13 番につきまして、担当委員さんの意見を申し上げます。

徳永久美委員 13 番の徳永です。お互いの要望による、所有権移転になります。譲受人さんのご自宅から、この農地は近いので水稻を作られているとのこと。何ら問題はないと思います。皆さま方のご審議、よろしく申し上げます。

会 長 14 番と 15 番は関連がありますので、一括して説明をお願いします。

事務局 14 番と 15 番です。11 ページをご覧ください。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長 14 番と 15 番につきまして、担当委員さんの意見を申し上げます。

井藤弘樹委員 3 番の井藤です。6 月 7 日に現地を確認して参りました。双方合意による



売買です。何ら問題はないかと思われます。皆さま方のご審議、よろしくお願ひします。

会 長 次に 16 番をお願ひします。

事務局 16 番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長 16 番につきまして、担当委員さんの意見をお願ひします。

坂本忠弘委員 14 番の坂本です。6 日に推進委員さんと現地を確認いたしました。譲渡人は、米麦大豆を作付けされておられまして、隣の農地が空いておりまして、他に家とか建っていると色々やりにくくなるということで今回、購入されたということです。今後、麦大豆等を作付けされるということです。何ら問題はないかと思ひます。皆さま方のご審議、よろしくお願ひします。

会 長 次に 17 番をお願ひします。

事務局 17 番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長 17 番につきまして、担当委員さんの意見をお願ひします。

坂本忠弘委員 14 番の坂本です。こちらも譲受人の方は米等を作られておられますが、娘さんの夫婦のご自宅の前にほんのちょっと農地があるということで、譲渡人の方が熊本市の方におられますので、そういうことから今回の購入になったものです。何ら問題はないかと思ひております。ご審議、よろしくお願ひします。

会 長 次に 18 番をお願ひします。

事務局 18 番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長 18 番につきまして、担当委員さんの意見をお願ひします。

坂本忠弘委員 14 番の坂本です。この農地につきましては、16 番の農地と一体化されて、今はほんの少しの面積でございますが、16 番の圃場と同じところにあるということで譲受人の方が一緒に購入されたということでございます。何ら問題はないかと思ひます。ご審議方、よろしくお願ひします。

会 長 農地法第3条の許可申請につきまして、事務局と各担当委員さんからの説明が終わりましたが、この件につきまして何かお尋ねやご意見等がございましたらお受けいたします。

東博己委員 11番の東です。参考までにですけれども、5番の譲受人の方が81歳、17番の譲受人の方も81歳ということなんですけれども、後継者がおられるかどうかと分かりますか。

事務局 申請書の方には、後継者は書かれてありませんが、奥様が66歳ということで一緒にされるということで申請はされております。

会 長 よろしいですか。

東博己委員 それは5番の方ですか。

事務局 5番の方です。

東博己委員 17番の方は。

坂本忠弘委員 14番の坂本です。81歳とご高齢でございますが、現在夫婦で水稻をメインに作付けされております。この方の次女の夫である方が、退職されて農家を手伝いながらされております。今回購入された、この農地につきましては、長女さんのご自宅のすぐ前の農地で道路沿いの農地になりますが、そこはたぶんその方の娘さん、長女さんの方が、家庭菜園のような形で作られるのではないかという風に考えたところなんです。面積は46㎡と小さいので、そういう形での対応になるかと思っております。以上です。

会 長 よろしいですか。他にはございませんか。

会 長 意見もないようですので、許可することにご異議がない委員さんは挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

会 長 ありがとうございます。全員挙手ですので、許可することに決定いたします。

会 長 次に、議案第4号を上程します。事務局より議案の説明をお願いいたします。

議案第4号 農地法第4条許可申請について

**事務局長** 議案第4号農地法第4条許可申請について、ご説明させていただきます。12ページをご覧ください。農地法第4条第1項の規定により、耕作を目的とする所有権の移転等に関しまして、別紙のとおり申請書の提出がありましたので、ご審議の上、許可相当のものにつきましては、「許可指令書」を交付するものでございます。今回の案件は、1件となっております。詳細につきましては、担当より説明いたしますので、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

**会 長** 1番につきまして、説明をお願いいたします。

**事務局** 議案書の13ページをお開き下さい。農地法第4条の1番です。申請人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要につきましては、議案書記載のとおりです。スクリーンをご覧ください。申請地は、赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市役所から南西の方向に約1kmの位置にある農地です。農地区分は3種農地であり、転用は可能です。位置図、現況写真についてはスクリーンをご覧ください。

**会 長** 1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いします。

**笹本一人委員** 1番の笹本でございます。6日に丸山会長、事務局2名の方、宮本推進委員さんと私の5名で、皆さんご存じですが、この日はけっこう雨が降って、皆さん濡れた状況の中で、申請地を見たわけですが、申請地は、ライフラインも設置されており、利便性もよいということで設定させていただきましたとのお話をいただいております。建物自体は2棟建てられます。それで駐車場は24台、通路も679㎡の通路になっております。生活雑排水は市の下水道に流れるところです。汚水も一緒でございます。雨水は浸透枳にして、オーバーフロー分は西側の水路に放流するというので、北宮の区長さん並びに築地井手の理事長さんの同意書も一緒に添えられています。何ら問題ないかと思えます。皆さま方のご審議、よろしくをお願いします。

**会 長** 農地法第4条の許可申請につきまして、事務局、担当委員さんの説明が終わりましたが、この件につきまして、何かお尋ねやご意見がございましたらお受けします。

( 質問・意見なし )

**会 長** 意見もないようですので、許可することにご異議のない委員さんは挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**会 長** ありがとうございます。全員挙手ですので、許可することに決定いたしま

す。次に、議案第5号を上程します。事務局より議案の説明をお願いします。

### 議案第5号 農地法第5条許可申請について

**事務局長** 議案第5号 農地法第5条許可申請について、ご説明させていただきます。

14ページをお開き下さい。農地法第5条第1項の規定に基づき、別紙のとおり申請書の提出がありましたので、ご審議の上、委員会の意見を決定していただくものでございます。今回の案件は、所有権移転10件、使用貸借権設定2件となっております。詳細につきましては、担当より説明いたしますので、ご審議の程、よろしく願いいたします。

**会 長** それでは、所有権移転の1番について、説明をお願いいたします。

**事務局** 議案書の15ページをお開き下さい。農地法第5条の所有権移転の1番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要については議案書記載のとおりです。スクリーンをご覧ください。申請地は、菊池市役所から北東に約9kmの位置にある農地です。農地区分は、10ha未満の小集団の生産力の低い農地であることから2種農地になり、転用は可能です。位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

**会 長** 1番につきまして、担当委員さんの意見ををお願いいたします。

**川口五月委員** 5番の川口です。6日に会長はじめ、事務局、推進委員と現地調査を行いました。譲受人さんは、7年前に譲渡人さんの住居を購入されて、ここに同じように業務用の機材置き場、従業員の住居として使用されていましたが、そこが手狭になり、国道の反対側にある今回の土地を、また同じように利用したと思われて、購入されることになりました。機材置き場、そこは盛土とかはせずにクラッシュランを敷き詰めて、両隣の住居側と裏に水路がありますので、そちらはブロックを積んで、土砂の流出を防ぐようにされます。汚水は発生しませんが、雨水は浸透柵を設置されます。ここは荒れたままになっていましたので、譲渡人さんも、だいぶ住んでいらっしやらないし、荒れたままになっていましたので、何ら問題はないかと思いますが、皆さまのご審議、よろしく願いします。

**会 長** 次に2番をお願いいたします。

**事務局** 所有権移転の2番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要については議案書記載のとおりです。スクリーンをご覧ください。申請地は、先ほど4条で説明した場所の隣接の農地になります。農地区分は、3種農地であり転用は可能です。位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

会 長 2番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

笹本一人委員 1番の笹本です。事務局の方から説明がありましたとおり、13ページの共同住宅並びに公衆の共用道路の進入路ですね、先ほど13ページで説明したのは右奥、写真の右奥でございます。今回の案件は、手前の進入路の件でございます。場所的には北宮の甘田商店の事務所の北側にあります。何ら問題はないかと思えます。皆さま方のご審議、よろしく申し上げます。

会 長 次に3番をお願いいたします。

事務局 所有権移転の番号3番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要については議案書記載のとおりです。スクリーンをご覧ください。申請地は七城支所から南東へ2kmほど進んだ場所になります。農地区分は10ha以上の農地の広がりがあることから第1種農地になりますが、不許可の例外である、集落接続により転用は可能です。位置図及び現況写真についてはスクリーンをご覧ください。

会 長 3番について、担当委員さんの意見をお願いいたします。

西口陽二郎委員 9番の西口です。6日に丸山会長、事務局、推進委員で現地確認を行いました。転用箇所は、区の公民館から北側100mのところにあります。譲受人は現在、泗水町に移住していますが、実家の近くで生活をしたいという思いで、今回の申請になっております。給排水計画については、給水はボーリングで、排水計画について、生活雑排水は公共下水道に接続です。敷地内の雨水は浸透枳による処理になっております。なんら問題ないかと思えますが、皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

会 長 次に4番をお願いいたします。

事務局 所有権移転の4番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要については議案書記載のとおりです。スクリーンをご覧ください。場所は七城支所から北東へ20mほど進んだ場所になります。農地区分は、3種農地になり転用は可能です。位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

会 長 4番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

西口陽二郎委員 9番の西口です。6日に丸山会長、事務局、推進委員で現地確認を行いました。転用目的は、建築条件付きの住宅になっております。転用箇所は七城支所から

100mほどのところになります。給排水計画については、給水はボーリングで、排水計画については、生活雑排水は公共下水道に接続です。敷地内の雨水は浸透枳による処理になっております。なんら問題ないかと思いますが、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

**会 長** 次に5番をお願いいたします。

**事務局** 所有権移転の5番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要については議案書記載のとおりです。スクリーンをご覧ください。申請地は七城支所から南へ3kmほど進んだ場所になります。農地区分は10ha未満の農地の広がりであることから2種農地になりますので、転用は可能です。位置図及び現況写真についてはスクリーンをご覧ください。

**会 長** 5番について、担当委員さんの意見をお願いいたします。

**加藤浩行委員** 4番の加藤です。6月6日に丸山会長、推進委員、事務局と現地確認をして参りました。申請地は、譲受人の山林に接続しており、スギ苗を植林して山林に転用する申請となっております。周りは写真のとおり山林で、農地としての管理が出来づらいいと思います。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

**会 長** 次に6番をお願いいたします。

**事務局** 所有権移転の6番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要については議案書記載のとおりです。スクリーンをご覧ください。申請地は、旭志支所から南西へ約2km進んだ場所になります。農地区分は10ha以上の広がりのあることから1種農地となりますが、例外規定の集落接続により転用は可能です。位置図及び現況写真についてはスクリーンをご覧ください。

**会 長** 6番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

**中山真由美委員** 16番の中山です。6日に現地調査に行つて参りました。申請地は旭志小学校から5、600m西に県道沿いです。この土地の所有者は、申請人の祖父で、子どもも小さく、学校も近く、実家に近いことから今後を考えて、区の色々な行事にも参加したいということで、この土地を申請されました。前にたくさん家もありますし、何ら問題はないと思います。雨水計画、生活排水、雨水も色々と計画もしてありますので、皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

**会 長** 次に7番をお願いいたします。

**事務局** 16 ページをお開き下さい。所有権移転の7番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要については議案書記載のとおりです。スクリーンをご覧ください。申請地は、菊池農業高校から南西へ約1km進んだところになります。農地区分は10ha未満の農地の広がりということから第2種農地となりますが、転用は可能です。位置図及び現況写真についてはスクリーンをご覧ください。

**会 長** 7番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

**宮本洋子委員** 7番の宮本です。土地の所在地は、菊池農業高校から南東へ、約1km行ったところでは、土地の選定理由は、本件の申請地は、生活環境も整備されており、需要や、利便性を考慮し設定しました。計画面積2,963㎡、共同住宅4棟、28世帯を計画しています。給排水計画は、生活雑排水、汚水は市の公共下水道に接続します。雨水は浸透枳にて地下浸透処理後、オーバーフロー分を東側側溝に放流するという事です。何ら問題はないと思われまゝ。皆さまのご審議、よろしくお願ひいたします。

**会 長** 次に8番をお願いいたします。

**事務局** 所有権移転の8番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要については議案書記載のとおりです。スクリーンをご覧ください。申請地は、泗水支所から北東へ約1km進んだ場所になります。農地区分は10ha以上の農地の広がりということから第1種農地となりますが、例外規定の集落接続に該当し、転用は可能です。位置図及び現況写真についてはスクリーンをご覧ください。

**会 長** 8番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

**宮本洋子委員** 7番の宮本です。土地の所在地は、泗水中央支所から東へ、約1km行ったところでは、土地の選定理由はTSMCの関連で合志市、菊陽町、大津町の土地が値上がりしており、以前の価格では住宅の購入が難しくなっております。その中で泗水町はまだ土地の高騰も少なく、居住環境が整っているため設定しました。土地の利用計画、転用面積は297㎡、2階建て住宅2棟を計画しています。給排水計画は、生活雑排水、汚水は市の公共下水道を利用、雨水は浸透枳式です。何ら問題はないと思われまゝ。皆さまのご審議、よろしくお願ひいたします。

**会 長** 次に9番をお願いいたします。

**事務局** 所有権移転の9番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要については議案書記載のとおりです。スクリーンをご覧ください。申請地は、泗水支所から北東へ約200m進んだ場所になります。農地区分は3種農地となり転用は可能です。位置図及び現況写真についてはスクリーンをご覧ください。

い。

**会 長** 9番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

**森 政喜委員** 18番の森です。土地の所在地は、ただいま説明がございましたように、泗水小学校の東にあたります。譲渡人は泗水町、譲受人は熊本市の住宅会社でございます。建売住宅の4棟で雨水生活排水は、菊池市の上下水道を利用されまして、雨水は宅内処理で、浸透枳を設置されます。何ら問題はないと思いますので、皆さんのご審議、よろしく申し上げます。

**会 長** 次に使用貸借権設定の1番について説明をお願いいたします。

**事務局** 17ページをお開き下さい。使用貸借権設定の1番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要については議案書記載のとおりです。スクリーンをご覧ください。申請農地は、市役所から南東へ約1km進んだ場所になります。農地区分は第3種農地になり転用は可能です。位置図及び現況写真についてはスクリーンをご覧ください。

**会 長** 1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

**松岡忠委員** 15番の松岡です。6日に事務局と推進委員と現地を確認しました。貸付人の方が高齢になり、借受人の方近くで親の面倒を見たいということでこの申請になっております。生活雑排水も市の公共下水道を利用、雨水もこの排水のほうに流すそうです。特に問題はないかと思えますけれども、皆さんのご審議、よろしく申し上げます。

**会 長** 次に2番をお願いいたします。

**事務局** 使用貸借権設定の2番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要については議案書記載のとおりです。スクリーンをご覧ください。申請地は、旭志支所から北東へ約2km進んだ場所になります。農地区分は10ha以上の農地の広がりがあることから第1種農地になりますが、例外規定の集落接続に該当し、転用は可能です。位置図及び現況写真についてはスクリーンをご覧ください。

**会 長** 2番につきまして、担当委員さんの説明をお願いします。

**吉良至誠委員** 12番の吉良です。6月6日に丸山会長、事務局、推進委員さんとで現地調査を行いました。申請人は現在、住まいの裏山から自宅敷地にかけて熊本県が定める、土砂災害特別区域に指定されておりまして、非常に危険な箇所であるため、地震や豪雨の際には、非常に不安な状況にさらされているのが現状です。そのことから、新たな土



地を確保し、思い切って全面移転したいと考え、今回の申請になりました。土地の設定条件として、毎日の生活上、夫婦の職場にもできる限り近い事や、申請人の実家にも比較的近い事から、最適な土地と考え実父による分筆をしていただき、個人住宅用地として、今回申請地を設定されたということです。給排水計画として、給水は市の上水道を利用、生活雑排水の処理は、合併浄化槽にて処理後の排水を東側の既存水路に放流する。雨水処理は自然浸透とし、計画地内に数か所浸透枳を設置し、出来る限り自宅地内で処理するように努め、オーバーフロー分については、東側の既存水路より放流するという事です。排水同意などの同意は取れており、何ら問題ないと思いますので、皆さまの審議、よろしくをお願いします。

会 長 農地法第5条の許可申請につきまして、事務局と各担当委員さんの説明が終わりましたが、この件につきまして、何かお尋ねやご意見等ありましたらお受けいたします。

会 長 私の方で、ちょっと関係はないんですけども、確認をしたいと思います。17ページの施設の概要のところ、1番は新規住宅建設、2番目には個人住宅建設となっておりますが、この違いはどういう受け止めをしたらよいか、伺います。

事務局 申請人からの申出をそのまま記載しておりますが、意味合い的には全く一緒でございます。

会 長 私も、今まで初めて見た書き方ですので、確認させていただきました。個人住宅ということですね。

事務局 はい。

会 長 はい、分かりました。他にはございませんか。

( 質問・意見なし )

会 長 意見もないようですので、許可相当とすることにご異議のない委員さんは挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

会 長 ありがとうございます。全員挙手ですので、許可相当とすることに決定いたします。次に、議案第6号を上程します。事務局より議案の説明をお願いします。

#### 議案第6号農用地利用集積計画(案)について

事務局長 議案第6号農用地利用集積計画(案)について、ご説明させていただきます。18

ページをお開き下さい。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、別紙、農用地利用集積計画(案)につきまして、菊池市長から意見を求められましたので、ご審議のうえ、委員会の意見を決定していただくものでございます。担当より、総括表(案)及び所有権移転・利用権設定の詳細につきまして説明しますので、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

**会 長** それでは、全体の説明が終わりましたら、所有権移転の 1 番について説明をお願いいたします。

**事務局** 19 ページをご覧ください。農用地利用集積計画総括表(案)です。今月の利用権設定は、賃借権設定 16 件、中間管理事業による賃借権設定 8 件、所有権移転 3 件となっております。それでは所有権移転の各筆明細の説明に入ります。21 ページをご覧ください。1 番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積、売買価格等につきましては議案書記載のとおりです。

**会 長** 1 番につきましては、担当委員さんの意見を申し上げます。

**西口陽二郎委員** 9 番の西口です。6 日に現地を調査して参りました。お互いの要望による所有権移転です。場所は、七城のグラウンドから 200m ほど離れたところにあります。譲受人は水稻と麦を作られるとのことですが、何ら問題はないと思いますが、皆さまのご審議、よろしく申し上げます。

**会 長** 次に 2 番をお願いします。

**事務局** 2 番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積、売買価格等につきましては議案書記載のとおりです。

**会 長** 2 番につきまして、担当委員さんの意見を申し上げます。

**徳永久美委員** 13 番の徳永です。お互いの要望による所有権移転です。譲受人さんは、今回、所有権移転しますこの農地の隣でも連棟ハウスで花を作っておられます。これから水稻を作られるということです。何ら問題ないと思います。皆さまのご審議、よろしく申し上げます。

**会 長** 次に 3 番をお願いします。

**事務局** 3 番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積、売買価格等につきましては議案書記載のとおりです。

会 長 3番につきまして、担当委員さんの意見をお願いします。

青木孝博委員 17番の青木です。6月7日に現地調査に行つて参りました。現在、この会社は、飼料作物等を作つておられますが、現在貸しているところが、工業とかが近くに誘致されるということで、賃貸はやめたいということで、作る畑がなくなつたということで、それだったら買いたいということで、会社の横に畑があるので、そこを買いたいということで、売り主と買い主の相互で話がありまして、売買に至りました。何ら問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。

会 長 今回の計画は、ただいま説明がありました、所有権移転3件のほか、賃貸借権設定16件、中間管理事業8件です。しばらく時間をとりますので、ご確認をしていただきたいと思います。

会 長 それでは、議案のご確認をしていただいたと思います。何かお尋ねやご意見等ございましたらお受けいたします。

( 質問・意見なし )

会 長 意見もないようですので、原案のとおり承認することにご異議のない委員さんは挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

会 長 ありがとうございます。全員挙手ですので、承認することに決定します。次に報告案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

報告 ①許可不要転用届出について  
②合意解約について

事務局長 32ページをお開きください。報告案件は「許可不要転用届出について」、「合意解約について」の2件となっております。まず、「許可不要転用届出」でございます。33ページをご覧ください。菊池川弓削線一部変更工事に伴うものでございます。詳細につきましては記載のとおりでございます。

次に、「合意解約」でございます。34ページをお開き下さい。今回、農地法第18条の規定による合意解約通知が13件あっており、詳細につきましては、34ページから36ページの記載のとおりでございます。

以上、報告案件の説明とさせていただきます。

会 長 ただいま事務局より、報告案件につきまして説明がございましたが、この件につきまして、なにかご意見やお尋ね等がございましたらお受けいたします。

( 質問・意見なし )

**会 長** 意見もないようですので、以上のとおり報告とさせていただきます。

本日予定しました議案は全て終わりましたが、その他で何かお尋ねやご意見等がございましたらお受けいたします。

**高木洋一委員** 10番の高木です。お尋ねをいたします。昨年でしたか、龍門地区雪野で太陽光のための造成工事がありまして、その時に土砂災害が起きて、区民の人たちは絶対反対ということで、業者も撤退をしているということでございますけれども、取下げの要求は事務局からしてありますか。一旦取下げをして頂いて、また、どうしても造りたいというときは、地域の人たちの、区長はもちろんですけれども、再度申請をして頂くということで、お願いしていただけますか。

**会 長** 事務局からお願いします。

**事務局** 昨日でしたか、雪野区が4班ありまして、3班の元班長さん、今現在が副班長さんの方が農業委員会に来られまして、太陽光の発電についての色々なご質問等をお受けしたところです。私の方から、当初、業者と貸付人の方に許可証を出しておりまして、その後、事業承継という形で、別の会社が事業継承しましたが、地元のほうとの調整がつかないということで、取下げをされておりました、今現在、当初の業者と貸付人の方に、許可証をお渡ししているのが、まだ有効な状態であるということの説明を、副班長さんにしたところです。貸付人の方から副班長さんに、近頃ですが原型復旧か原況復旧という言葉がいわれたので、どういった意味なんだろうかと、私の方にお問合せがありましたので、通常、原型復旧、原状復旧の意味合いは元に戻すという意味になりますので、たぶん、元には戻されるのではないかなとは思いますが、詳細については、その発言をされた貸付人さんにご確認をしていただきたいと思いますというところで、私の方からはお話をしております。いずれにしても、今現在、環境課で太陽光の基本条例というものが出来ておりますので、今から太陽光をやるとすれば、環境課でも協議が必要になってきますので、かなりハードルは高くなっているのかなと思ったところです。現状としては以上になります。

**高木洋一委員** その何年間の契約になっているのですか。解除にならないということは。

**事務局** 何年間といいますと、その貸付契約ということでしょうか。

**高木洋一委員** そうです。

**事務局** すみません、申請書の中身を詳しく確認しておりませんので、申し訳ございません。後日、調査して回答させていただきます。

**高木洋一委員** 今ですね、太陽光はですね、非常に問題があるみたいですね。うちの方も反対して、裁判沙汰になっておりますけれども、その中で、大津の国会議員さんのところにも話を聞きに行ってきました。各地でいろんな太陽光の問題が発生しているということで、ここを元に戻すということは不可能でしょう。これをまた扱うなら、また土砂崩れを起こしますもんね。そこを踏まえた上で、地権者の方に申された方が良くはないですかね。と私は考えます。そこはもう設置してあるんでしょうか。

**事務局** まだ造成の工事の途中の段階で終わっているという話を聞いております。

**会 長** 先ほどあった、取下げを言われたと思いますけれども、何を取下げらるんでしょうか。

**事務局** 当初の業者が事業をやる予定だったものを、当初の業者から別の会社が事業の継承をするというところになっておりましたけれども、地元との調整がつかずに事業の承継自体を取消す、申請の取下げをされたところで、現在は当初の業者と貸付人さんに出している許可証がまだ有効という状態であるということの説明しております。

**会 長** このストップがかかったということは災害が起きて、再度されるなら、住民の人たちの理解をとって下さいということで、農業委員会としてもお願いをした中で、地元住民の方々は、大体反対の方に動いているということで、中々、業者さんとの話し合いもできないというような状況で、そういうことがここ2、3年続いているわけですので、そこらあたりは、きちっと対応していかないと、太陽光主体ではいけないと思いますので、県とか、いろんなところに相談してやっていただきたいと思います。

**高木洋一委員** すみません、もう一件よろしいですか。農地パトロールを去年も、おとと

しもやりましたけれども、その中で、放棄地というような場所が点々とあったと思います。そこに対しては、事務局の方から指導していただいたと思っておりますけれども、そういう所は地主さんから返答みたいなものは来てませんか。例えば、高齢者になって手は付けられないというような所が多々あるのではないかと思います。今年から中山間地は中山間地払いという制度がありまして、そこが今年から5年間水を貯めないならば助成金はこないというふうになってきております。そういう中で、そういうことになれば、もう構わなくてよいということになりますから、たぶん荒地が増えてくると考えます。それは、事務局からそういうところをまず、していただいて、再度通知を流していただくというふうにお願いをしたいと思います。以上です。

**事務局** 昨年、農業委員さん、推進委員さんで農地パトロールをやられたかと思えます。

今年も、大変な時期ではあると思えますが、8月、9月に農地パトロールをまた、お願いをしたいと思っております。先ほどご質問がありました、交付金について、私がよく把握していないのですが。

**高木洋一委員** 今まではですね、1年間に一回、草刈りをすればいいという制度だった訳です。ところが、今回は5年間で一回も水を貯めて、田植え前ですよ、代掻き、そこまではするならばあげますよと。しかし、中山間地というのは、耕作できないところもけいさいしています。そういうことで、今回のように、水は貯められないと。草ぼうぼうになってしまう。今までは1年に1回草刈りをすれば交付金が入ってきました。しかし、今年から、だめになるような感じなんです。だから、耕作ができない、荒れた農地になってしまうという懸念をしているところです。

**会 長** 今の高木委員の話は、私のところにも実は話が来まして、今更水路あたりを修復するといっても、到底無理な話であって、それなら荒らしておかなければ仕方がないと。そういった話が来ましたので農政の方にもですね、その旨言っていきたいと思っております。それと、先ほどの農地パトロールの件ですが、事務局としては毎年、耕作放棄地あたりに対しては、指導があれば通知は出されておりますよね。出されていないければ、その耕作者からの返事は来ないと思っておりますので、出されているのか、出されていないのか、その辺確認していただきたいと思っております。

**事務局** 分かりました。

会 長 それが出来ていないということであれば、農地パトロールをする意味がないのではないかと思います。ここは荒れていますというだけで。その人への通知は、事務局で出していかなければ耕作放棄地の解消はできないと思っておりますので、そこはよろしくお願ひしたいと思ひます。

高木洋一委員 それとですね、去年の農地パトロールで、私の担当地域で非農地にしてもらえないかという要望があつていましたが、事務局の方と一緒に現地を見ましたけども、その後の処理が全然出来ていない。この前電話があつて、どうなりましたかと。書類作成が全然出来ていない。そういう実態です。だから、やっぱりこちらから、耕作者がこうして下さいと委員の自分たちに要望があつて、それを通知しても事務局が動いてくれない。それはやはり、事務局も仕事をして頂かないと、自分たちも立場がないわけですよ。終わります。

笹本委員 よろしいですか。今の農地パトロールの高木委員さんのお話しも十分、分かります。私も、菊之池の方の担当ですが、昨年もけっこう、10件近く、荒地といひますか、そういう農地があるわけですよ。自分たち農業委員も、悪いとは思ひますよ。結局自分たちが一緒に事務局とパトロールして、何処々々と回つて、半年、1年後にその農地が改善されているかといひると、今、高木委員さんが言われているように、全然改善はされていないわけですよ。今年もパトロールをして結局改善できないならば、また来年しても一緒ではないかと私的には思ひます。

会 長 農地パトロールに関しましては、極力、事務局と相談して耕作放棄地の所有者さんの方には、その旨伝えて、返事をもらうような恰好で調整していきたいと思ひしておりますので、よろしくお願ひします。他にはございませぬか。

( 質問・意見なし )

会 長 意見もないようですので、皆さんの起立をお願ひします。これを持ちまして、第6回農業委員会総会を閉会します。お疲れ様でした。

菊池市農業委員会会議規則第18条第1項の規定により署名押印する。

菊池市農業委員会 会長

⑩

菊池市農業委員会 委員

⑩

菊池市農業委員会 委員

⑩